

奈 政 行 第 9 号

平成 28 年 10 月 12 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 柿 本 元 気 様
同 東久保 耕 也 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

8. ボランティアセンター

(6) 監査の結果及び意見

- ・ 自主事業について

(協働推進課)

【監査結果】

奈良市ボランティアセンター指定管理者管理業務仕様書において、自主企画事業については下記のように定められている。(下記省略)

これに対して、指定管理者である社協は、事業計画書において以下の2点を自主企画事業として挙げている。

- ・ 社協で保有しているボランティア基金から生じた運用益を、ボランティアセンターに登録している団体に活動補助として支給する事業
- ・ ボランティア活動保険加入の受付事務

これらの自主企画事業は、費用を徴収する事業ではないため、事前申請は行っていない。しかしながら、報告については市になされておらず、それに関連して、自主企画事業にかかる経費が指定管理料から支出しているかも不明である。市は実態を把握し、自主企画事業についてのモニタリングを行うべきである。

【措置の内容】

平成27年度からは、「奈良市ボランティアセンター指定管理者業務仕様書」において、自主企画事業を実施する場合は、事前に書面により自主事業実施計画書を提出し、了解を得るよう改善しました。また、事業終了後、自主事業報告書の提出を受け、自主企画事業の内容について、確認しました。